

地方独立行政法人大阪府立病院機構任期付職員就業規則

制定	平成26年	3月26日	規程第222号
改正	平成27年	3月25日	規程第257号
改正	平成28年	1月27日	規程第275号
改正	平成28年	3月23日	規程第287号
改正	平成29年	1月25日	規程第299号
改正	平成29年	3月22日	規程第312号
改正	平成29年	3月27日	規程第319号
改正	平成30年	1月31日	規程第335号
改正	平成30年	3月28日	規程第340号
改正	令和元年	7月31日	規程第382号
改正	令和元年	8月27日	規程第384号
改正	令和2年	3月25日	規程第400号
改正	令和2年	7月29日	規程第415号
改正	令和5年	3月29日	規程第474号
改正	令和5年	4月26日	規程第485号

目次

第1章	総則（第1条―第5条）
第2章	服務（第6条）
第3章	組合活動（第7条）
第4章	勤務時間、週休日等（第8条）
第5章	休暇（第9条）
第6章	女性（第10条）
第7章	育児休業及び介護休業（第11条）
第8章	給与
第1節	任期付研究員の給与（第12条―第15条）
第2節	任期付一般職員の給与（第16条―第19条）
第9章	採用、退職等
第1節	採用
第1款	任期付研究員の採用（第20条―第24条）
第2款	任期付一般職員の採用（第25条―第27条）
第2節	勤務評定（第28条）
第3節	異動（第29条）
第4節	退職（第30条・第31条）
第5節	解雇、退職後の責務及び休職（第32条）
第6節	雑則（第33条）
第10章	表彰（第34条）
第11章	懲戒等（第35条）
第12章	研修（第36条）
第13章	退職手当（第37条）
第14章	保健及び安全（第38条）
第15章	災害補償（第39条）
第16章	共済等（第40条・第41条）
第17章	旅費（第42条）
附則	

第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定に基づき、地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「法人」という。）に勤務する職員のうち任期付職員の労働条件その他就業に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 この規則に定めのない就業に関する事項については、労基法その他の関係法令及び法人の他の規程の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この規則において「任期付職員」とは、法人に勤務する職員のうち任期を定めて雇用される職員をいう。
- 2 この規則において「任期付研究員」とは、大阪国際がんセンター又は大阪母子医療センターの研究所の試験研究に関する業務（以下「研究業務」という。）に従事する任期付職員をいう。
- 3 この規則において「任期付一般職員」とは、任期付研究員以外の任期付職員をいう。
- 4 この規則において「特定任期付職員」とは、第25条第1項の規定により任期を定めて雇用された任期付一般職員をいう。
- 5 この規則において「一般任期付職員」とは、第25条第2項の規定により任期を定めて雇用された任期付一般職員をいう。
- 6 この規則において「再雇用職員」とは、地方独立行政法人大阪府立病院機構再雇用職員就業規則（平成26年地方独立行政法人大阪府立病院機構規程第223号）第2条第2項に規定する再雇用職員及び地方独立行政法人大阪府立病院機構定年前再雇用短時間勤務職員就業規則（令和5年地方独立行政法人大阪府立病院機構規程第488号）第2条第2項に規定する定年前再雇用短時間勤務職員をいう。
- 7 この規則において「非常勤職員」とは、地方独立行政法人大阪府立病院機構再雇用職員就業規則（平成18年地方独立行政法人大阪府立病院機構規程第8号）第4条第2項に規定する非常勤職員をいう。

(適用範囲)

- 第3条 この規則は、任期付職員に適用する。

(規則の変更)

- 第4条 次条に規定する事業場において、独自にこの規則の規定の内容を変更することができない。

(事業場及び所属長)

- 第5条 この規則において所属長とは、次の表の左欄に掲げる事業場の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者をいう。

事業場	所属長
本部	本部事務局長
病院	総長又は院長

第2章 服務

(服務)

- 第6条 任期付職員の服務については、地方独立行政法人大阪府立病院機構職員就業規則（平成26年地方独立行政法人大阪府立病院機構規程第227号。以下「就業規則」という。）第2章の規定の例による。

第3章 組合活動

(勤務時間中の組合活動)

第7条 任期付職員は、勤務時間中に組合活動を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において、あらかじめ、所属長の承認を得た範囲内においては、この限りでない。

- (1) 適法な交渉を行う場合
- (2) 苦情処理機関の委員又は当事者として、苦情処理又はその手続を行う場合

第4章 勤務時間、週休日等

(勤務時間、週休日等)

第8条 任期付職員の勤務時間、週休日等については、就業規則第4章（第22条から第25条まで、第27条及び第28条を除く。）の規定の例による。

第5章 休暇

(休暇)

第9条 任期付職員の休暇については、就業規則第5章の例による。

第6章 女性

(女性職員の勤務)

第10条 任期付職員である女性職員の勤務については、就業規則第6章の規定の例による。

第7章 育児休業及び介護休業

(育児休業及び介護休業)

第11条 任期付職員の育児休業及び介護休業については、就業規則第7章及び第8章の規定の例による。

第8章 給与

第1節 任期付研究員の給与

(任期付研究員に対する基本給表の適用)

第12条 第20条第1号の規定により採用された任期付研究員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の基本給表を適用する。

号俸	基本給月額
	円
1	395,400
2	455,200
3	515,200
4	595,200
5	692,200
6	790,200

2 第20条第2号の規定により採用された任期付研究員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の基本給表を適用する。

号俸	基本給月額
	円
1	329,600
2	365,400
3	393,200

(任期付研究員に対する号俸の決定)

第13条 第1号任期付研究員の前条第1項の基本給表の号俸は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める号俸を標準的な基準とし、その者の知識経験等の度、その者が従事する研究業務の困難及び重要な度等に応じて理事長が決定するものとする。

- (1) 高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 1号俸
- (2) 高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 2号俸
- (3) 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合 3号俸
- (4) 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合 4号俸
- (5) 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合 5号俸
- (6) 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合 6号俸

2 第2号任期付研究員の前条第2項の基本給表の号俸は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める号俸に決定するものとする。

- (1) 博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 1号俸
- (2) 博士課程修了後、特別研究員制度(特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。)等により数年にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 2号俸
- (3) 博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 3号俸

3 理事長は、第1号任期付研究員について、特別の事情により前条第1項の基本給表に掲げる号俸により難しいときは、同項の規定にかかわらず、その基本給月額を同表に掲げる6号俸の基本給月額を超え地方独立行政法人大阪府立病院機構院長等給与規程(平成18年大阪府立病院機構規程第10号。以下「院長等給与規程」という。)別表のイの表の3の項の基本給の月額の欄に掲げる額(第16条第3項において「総長の基本給月額」という。)を超えない範囲内において定めることができる。

(任期付研究員業績手当)

第14条 第1号任期付研究員又は第2号任期付研究員のうち、前条の規定により任期付研究員の基本給月額が決定された際に期待された研究成果、研究活動等に照らして特に顕著であると認

められる研究業績を挙げたと認められる職員には、その基本給月額に相当する額を任期付研究員業績手当として支給することができる。

- 2 任期付研究員業績手当は、12月1日（以下この条において「基準日」という。）に在職する任期付研究員のうち、任期付研究員として採用された日から当該基準日までの間（任期付研究員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の任期付研究員としての研究業務に関し特に顕著な研究業績を挙げたと認められる任期付研究員に対し、当該基準日の属する月の地方独立行政法人大阪府立病院機構給与規程（平成18年大阪府立病院機構規程第9号。以下「給与規程」という。）第7条第4項に規定する期末手当の支給日に支給することができる。

（給与規程の適用等）

第15条 第12条から前条までに定めるもののほか、任期付研究員の給与については、給与規程（第10条から第26条まで、第44条、第52条から第54条の規定を除く。）の例による。この場合において、給与規程第28条第2項中「第19条第2項の規定は、前項に規定する事項の届出について準用する。」とあるのは「前項の届出は、第19条第2項の規定の例による。」と、給与規程第30条中「第21条の規定は、通勤手当の支給の始期及び終期について準用する。」とあるのは「通勤手当の支給の始期及び終期については、第21条の規定の例による。」と、給与規程第48条第1項中「管理職手当の支給を受ける職員等」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員等又は地方独立行政法人大阪府立病院機構任期付職員就業規則第20条第1号の規定により採用された任期付研究員」と、給与規程第49条第2項中「100分の130.0」とあるのは「100分の170.0」と、同条第5項中「規定する基本給表」とあるのは「規定する基本給表及び地方独立行政法人大阪府立病院機構任期付職員就業規則第12条各項に規定する基本給表」とする。

第2節 任期付一般職員の給与

（特定任期付職員の基本給表の適用）

第16条 特定任期付職員には、次の基本給表を適用する。

号俸	基本給月額
	円
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

- 2 特定任期付職員の前項の基本給表の号俸は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める号俸を標準的な基準とし、その者の専門的な知識経験又は見識の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要の度に応じて理事長が決定するものとする。
- (1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号俸
 - (2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号俸
 - (3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号俸
 - (4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号俸
 - (5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要

なものに従事する場合 5号俸

(6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号俸

(7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7号俸

3 理事長は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の基本給表に掲げる号俸により難いときは、前2項の規定にかかわらず、その基本給月額を同表に掲げる7号俸の基本給月額を超え総長の基本給月額を超えない範囲内において定めることができる。

(特定任期付職員業績手当)

第17条 特定任期付職員のうち、前条の規定により特定任期付職員の基本給月額が決定された際に期待された業績に照らして特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

2 特定任期付職員業績手当は、12月1日（以下この項において「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の給与規程第7条第4項に規定する期末手当の支給日に支給することができる。

(特定任期付職員の給与規程の適用等)

第18条 前2条に定めるもののほか、特定任期付職員の給与については、給与規程（第10条から第26条まで、第44条、第52条から第54条の規定を除く。）の例による。この場合において、給与規程第28条第2項中「第19条第2項の規定は、前項に規定する事項の届出について準用する。」とあるのは「前項の届出は、第19条第2項の規定の例による。」と、給与規程第30条中「第21条の規定は、通勤手当の支給の始期及び終期について準用する。」とあるのは「通勤手当の支給の始期及び終期については、第21条の規定の例による。」と、給与規程第48条第1項中「管理職手当の支給を受ける職員等」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員等又は地方独立行政法人大阪府立病院機構任期付職員就業規則第25条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与規程第49条第2項中「100分の130.0」とあるのは「100分の170.0」と、同条第5項中「規定する基本給表」とあるのは「規定する基本給表及び地方独立行政法人大阪府立病院機構任期付職員就業規則第16条第1項に規定する基本給表」とする。

(特定任期付職員以外の任期付一般職員の給与規程の適用)

第19条 一般任期付職員又は第26条各項の規定により任期を定めて採用された任期付一般職員の給与については、給与規程の例による。

第9章 採用、退職等

第1節 採用

第1款 任期付研究員の採用

(任期付研究員の採用)

第20条 理事長は、次に掲げる場合には、任期付研究員を選考により採用することができる。

(1) 研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者を招へいして、当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させる場合

(2) 独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者（この号の規定によりかつて大阪府又は法人の職員として任期を定めて採用されたことがある者を除く。）を、当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事させる場合

(任期付研究員の任期)

第 21 条 前条各号に規定する場合における任期は、3 年を超えない範囲内で理事長が定める。

(任期付研究員の任期の更新)

第 22 条 理事長は、任期付研究員について、採用から 5 年を超えない範囲内において、その労働契約を更新することができる。

(労働条件の明示)

第 23 条 理事長は、新たに任期付研究員となる者に対して、次に掲げる事項を明示するものとする。前条の規定により労働契約を更新する任期付職員に対しても、同様とする。

- (1) 労働契約の期間に関する事項
- (2) 労働契約を更新する場合の基準に関する事項（労働契約の満了後にその労働契約を更新することがある場合に限る。）
- (3) 給与の決定、計算及び支払の方法並びに給与の締切及び支払の時期に関する事項
- (4) 就業場所及び従事すべき業務に関する事項
- (5) 始業時刻及び終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
- (6) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項

(提出書類及び試用期間)

第 24 条 就業規則第 55 条及び第 56 条の規定は、任期付研究員について準用する。

第 2 款 任期付一般職員の採用

(任期付一般職員の採用)

第 25 条 理事長は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、任期付一般職員を選考により採用することができる。

2 理事長は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが法人の能率的運営を確保するために必要であるときは、任期付一般職員を選考により採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を法人内で確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を法人内で確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が業務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第 26 条 理事長は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが法人の能率的運営を確保するために必要である場合には、任期付一般職員を競争試験又は選考により採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
 - (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務
- 2 理事長は、職員（任期付職員、再雇用職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）を前項各号に掲げる業務のいずれかに従事させる場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが法人の能率的運営を確保するために必要であるときは、任期付一般職員を競争試験又は選考により採用することができる。

（任期付一般職員の任期等）

第 27 条 第 21 条から第 24 条までの規定は、任期付一般職員について準用する。

第 2 節 勤務評価

（勤務評価）

第 28 条 任期付職員の勤務成績については、その職務内容等を考慮し、適正に評価を実施する。

- 2 前項の評価に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第 3 節 異動

（異動の制限）

第 29 条 理事長は、任期付研究員を、その任期中、当該任期付研究員が現に占めている職と同一の研究業務を行うことを職務内容とする職に異動させる場合その他任期を定めた採用の趣旨に反しない場合に限り、異動させることができる。

- 2 理事長は、特定任期付職員を当該特定任期付職員が採用時に占めていた職においてその有する高度の専門的な知識経験又は優れた識見を活用して従事していた業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の職に異動する場合その他特定任期付職員又は一般任期付職員を任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、特定任期付職員又は一般任期付職員を、その任期中、他の職に異動させることができる。

- 3 理事長は、第 26 条第 1 項の規定により採用された任期付一般職員を一定の期間内に終了することが見込まれる他の業務に係る職に異動する場合その他同条の規定により採用された任期付一般職員を任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、同条の規定により採用された任期付一般職員を、その任期中、他の職に異動させることができる。

第 4 節 退職

（任期満了による退職）

第 30 条 任期付職員は、任期（第 22 条（第 27 条において準用する場合を含む。）の規定により労働契約を更新した場合にあっては、その更新後の任期）が満了したときは、退職をする。

（任期満了によらない退職等）

第 31 条 就業規則第 60 条及び第 61 条の規定は、任期付職員について準用する。この場合において、就業規則第 60 条の見出し中「定年」とあるのは「任期満了」と、同条第 1 号中「第 56 条第 4 項」とあるのは「地方独立行政法人大阪府立病院機構任期付職員就業規則第 24 条（第 27 条の規定により準用する場合を含む。）の規定により準用する就業規則第 56 条第 4 項」と、同条第 4 号中「第 62 条」とあるのは「地方独立行政法人大阪府立病院機構任期付職員就業規則第 32 条の規定により準用する就業規則第 62 条」と、同条第 5 号中「第 78 条第 1 項」とあるのは「地方独立行政法人大阪府立病院機構任期付職員就業規則第 35 条第 1 項」と読み替えるものとする。

第 5 節 解雇、退職後の責務及び休職

（解雇、退職後の責務及び休職等）

第 32 条 任期付職員の解雇、退職後の責務及び休職等については、就業規則第 62 条から第 66 条まで及び第 69 条から第 75 条までの規定の例による。

第6節 雑則

(試用期間中の任期付職員に対する規定の適用)

第33条 試用期間中の任期付職員に対する第9章の規定の適用については、就業規則第75条の規定の例による。

第10章 表彰

(表彰)

第34条 任期付職員の表彰については、就業規則第11章の規定の例による。

第11章 懲戒等

(懲戒処分)

第35条 理事長は、任期付職員が次のいずれかに該当する行為を行った場合は、懲戒処分として、懲戒解雇、停職、減給又は戒告の処分を行うことができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠たる行為
- (2) 素行不良により法人の秩序又は風紀を乱す行為
- (3) 故意又は重大な過失により法人に損害を与える行為
- (4) 法人の名誉又は信用を著しく傷つける行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法令又は法人の規程に違反する行為
- (6) 第1号から第4号までに掲げる行為に準ずる行為

2 任期付職員の懲戒等の取扱いについては、就業規則第12章の規定の例による。

第12章 研修

(研修)

第36条 任期付職員の研修については、就業規則第87条の規定の例による。

第13章 退職手当

(退職手当)

第37条 任期付職員の退職手当については、地方独立行政法人大阪府立病院機構職員退職手当規程（平成18年地方独立行政法人大阪府立病院機構規程第17号）の定めるところによる。

第14章 保健及び安全

(保健及び安全衛生管理)

第38条 任期付職員の保健及び安全衛生管理については、就業規則第15章の規定の例による。

第15章 災害補償

(災害補償)

第39条 任期付職員の業務上の災害又は通勤による災害の補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

第16章 共済等

(共済等)

第40条 任期付職員の共済については、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）並びに雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところによる。

(互助会)

第 41 条 任期付職員は、大阪府立病院機構職員互助会に加入するものとする。

第 17 章 旅費

(旅費)

第 42 条 任期付職員が法人の業務のため旅行する場合の旅費については、就業規則第 94 条の規定の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(地方独立行政法人大阪府立病院機構一般職の任期付研究員に関する規程等の廃止)

2 次の規程は、廃止する。

(1) 地方独立行政法人大阪府立病院機構一般職の任期付研究員に関する規程(平成 18 年地方独立行政法人大阪府立病院機構規程第 12 号)

(2) 地方独立行政法人大阪府立病院機構一般職の任期付職員の関する規程(平成 18 年地方独立行政法人大阪府立病院機構規程第 13 号)

(経過措置)

3 この規程の施行の日前に、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成 12 年法律第 51 号)第 3 条第 1 項の規定により法人に採用された職員(以下「地方公務員任期付研究員法職員」という。)又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成 14 年法律第 48 号)第 3 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により法人に採用された職員(以下「地方公務員一般職任期付職員法職員」という。)は、任期付研究員として採用された職員又は任期付一般職員として採用された職員とみなす。この場合において、地方公務員任期付研究員法職員としての任期又は地方公務員一般職任期付職員法職員としての任期を任期付研究員としての任期又は任期付一般職員の任期とみなし、地方法公務員任期付研究員法職員として採用された日又は任期又は地方公務員一般職任期付職員法職員として採用された日を任期付研究員として採用された日又は任期付一般職員として採用された日とみなす。

4 前項に規定するもののほか、この規程の施行に伴い必要な経過措置は、就業規則附則第 2 項から第 18 項までの規定の例による。

附 則 (平成 27 年規程第 257 号)

(施行期日等)

1 この規程は、平成 27 年 3 月 25 日から施行する。ただし、第 3 条及び第 4 条の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定(地方独立行政法人大阪府立病院機構職員給与規程(以下「給与規程」という。)附則第 5 条の改正規定を除く。)による改正後の給与規程(以下「新給与規程」という。)及び第 2 条の規定による改正後の地方独立行政法人大阪府立病院機構任期付職員就業規則(以下「新任期付職員就業規則」という。)の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

(内払)

3 新給与規程又は新任期付職員就業規則の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の給与規程又は第 2 条の規定による改正前の地方独立行政法人大阪府立病院機構任期付職員就業規則の規定に基づいて平成 26 年 4 月 1 日以後の分として支給された給与は、それぞれ新給与規程又は新任期付職員就業規則の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

4 平成 27 年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(基本給及び基本年俸の切替に伴う経過措置)

- 5 切替日の前日から引き続き同一の基本給表（基本年棒表を含む。以下同じ。）の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額（給与規程第 10 条第 4 項の規定により基本給の月額とみなされる場合を含む。以下同じ。）が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなるもの（理事長が定める職員を除く。）には、平成 30 年 3 月 31 日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。
- 6 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、この規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、同項の規定に準じて、基本給として支給する。
- 7 切替日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった職員について、その異動の事情等を考慮して前 2 項の規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、基本給を支給する。
- 8 前 3 項の規定により基本給が支給される職員については、給与規程中「基本給月額」とあるのは、「基本給月額（第 10 条第 4 項の規定により基本給の月額とみなされる場合を含む。）と地方独立行政法人大阪府立病院機構職員給与規程等の一部を改正する規程（平成 27 年地方独立行政法人大阪府立病院機構規程第 号）附則第 5 項から第 7 項までの規定による基本給の合計額」と読み替えて適用する。
（55 歳を超える職員の基本給の切替に伴う経過措置の特例）
- 9 職員給与規程附則第 9 条第 1 項に規定する特定職員にあっては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては特定職員となった日）以後、附則第 5 項から第 7 項までの規定により基本給として支給する額からその額の 100 分の 1.5 に相当する額を減ずる。
- 10 前項の定めにより附則第 5 項から第 7 項までの規定による基本給が減じられた職員における附則第 8 項の規定の適用については、「附則第 5 項」とあるのは「附則第 9 項の規定により減じた後の同規程附則第 5 項」とする。
（通勤手当に関する経過措置）
- 11 切替日の前日において、第 3 条の規定による改正前の給与規程第 27 条第 3 項の規定による通勤手当の額が 55,000 円に同項に規定する支給対象期間の月数を乗じて得た額を超えていた職員の平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間の通勤手当については、第 3 条の規定による改正後の給与規程第 27 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
（委任）
- 12 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成 28 年規程第 275 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 28 年 1 月 27 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の地方独立行政法人大阪府立病院機構職員給与規程、第 2 条の規定による改正後の地方独立行政法人大阪府立病院機構院長等給与規程及び第 3 条による改正後の地方独立行政法人大阪府立病院機構任期付職員就業規則の規定は、平成 27 年 12 月 1 日から適用する。
（内払）
- 3 第 1 条の規定による改正前の地方独立行政法人大阪府立病院機構職員給与規程、第 2 条の規定による改正前の地方独立行政法人大阪府立病院機構院長等給与規程及び第 3 条による改正前の地方独立行政法人大阪府立病院機構任期付職員就業規則の規定に基づいて、平成 27 年 12 月 1 日以後の分として支給された給与は、それぞれ第 1 条の規定による改正後の地方独立行政法人大阪府立病院機構職員給与規程、第 2 条の規定による改正後の地方独立行政法人大阪府立病院機構院長等給与規程及び第 3 条による改正後の地方独立行政法人大阪府立病院機構任期付職

員就業規則の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成 28 年規程第 281 号)

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条—第 4 条 (略)

附則別表第 1—附則別表第 6 (略)

附 則 (平成 29 年規程第 299 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成 29 年 1 月 25 日から施行する。

(平成 28 年 12 月に支給する期末手当の特例措置)

2 平成 28 年 12 月に支給する期末手当に関する第 15 条及び第 18 条の規定の適用については、第 15 条中「100 分の 157.5」とあるのは、「100 分の 160」と、第 18 条中「100 分の 157.5」とあるのは、「100 分の 160」と読み替えるものとする。

(内払)

3 新規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の地方独立行政法人大阪府立病院機構任期付職員就業規則に基づいて平成 28 年 12 月 1 日以後の分として支給された給与は、新規程による給与の内払とみなす。

(差額の調整)

4 前 2 項の規定による差額の調整は、施行日以後の最初の基本給の支給日に行うものとする。

附 則 (平成 29 年規程第 312 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年規程第 319 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年規程第 335 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成 30 年 1 月 31 日から施行する。ただし、第 2 項及び第 3 項の規定については、平成 29 年 12 月 1 日より適用する。

(平成 29 年 12 月に支給する期末手当の特例措置)

2 平成 29 年 12 月に支給する期末手当に関する第 15 条及び第 18 条の規定の適用については、第 15 条中「100 分の 165」とあるのは、「100 分の 172.5」と、第 18 条中「100 分の 165」とあるのは、「100 分の 172.5」と読み替えるものとする。

(内払)

3 新規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の地方独立行政法人大阪府立病院機構任期付職員就業規則に基づいて平成 29 年 12 月 1 日以後の分として支給された給与は、新規程による給与の内払とみなす。

(差額の調整)

4 前 2 項の規定による差額の調整は、平成 30 年 3 月の基本給の支給日に行うものとする。

附 則（平成 30 年規程第 340 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 30 年 3 月 28 日から施行し、この規程による改正後の大阪府立病院機構任期付職員就業規則は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和元年規程第 382 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和元年 7 月 31 日から施行し、この規程による改正後の地方独立行政法人大阪府立病院機構職員任期付職員就業規則は、令和元年 6 月 1 日より適用する。
- （内払）
- 2 新規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の地方独立行政法人大阪府立病院機構任期付職員就業規則に基づいて令和元年 6 月 1 日以後の分として支給された給与は、新規程による給与の内払とみなす。

（差額の調整）

- 3 前項の規定による差額の調整は、令和元年 8 月の基本給の支給日に行うものとする。

附 則（令和元年規程第 384 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和元年 8 月 27 日から施行し、この規程による改正後の大阪府立病院機構任期付職員就業規則は、令和元年 8 月 27 日から適用する。

附 則（令和 2 年規程第 400 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和 2 年 3 月 25 日から施行し、この規程による改正後の大阪府立病院機構任期付職員就業規則は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年規程第 415 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 2 年 7 月 29 日から施行し、令和 2 年 6 月 1 日より適用する。
- （内払）
- 2 新規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の地方独立行政法人大阪府立病院機構任期付職員就業規則に基づいて令和 2 年 6 月 1 日以後の分として支給された給与は、新規程による給与の内払とみなす。

（差額の調整）

- 3 前項の規定による差額の調整は、令和 2 年 8 月の基本給の支給日に行うものとする。

附 則（令和 5 年規程第 485 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 26 日から施行する。